

## 新旧対照表

改 正 後	現 行
<p><u>海区漁業調整委員会に係る情報通信技術を 活用した行政の推進等に関する規程</u></p> <p style="text-align: center;"><u>令和7年12月12日</u></p> <p>筑前海区漁業調整委員会告示第1号 福岡県有明海区漁業調整委員会告示第1号 福岡県豊前海区漁業調整委員会告示第1号</p> <p>海区漁業調整委員会に対して行うこととされ、又は海区漁業調整委員会が行うこととしている手続等及び規程の規定(条例に基づくものを除く。)に基づいて海区漁業調整委員会に対して行うこととされ、又は海区漁業調整委員会等が行うこととしている申請、通知その他の行為を、<u>情報通信技術</u>を利用する方法により行う場合については、<u>知事等に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則</u>(平成16年福岡県規則第25号)の規定の例による。</p>	<p><u>海区漁業調整委員会に係る行政手続等における 情報通信の技術の利用に関する規程</u></p> <p style="text-align: center;"><u>平成16年3月31日</u></p> <p>筑前海区漁業調整委員会告示第1号 福岡県有明海区漁業調整委員会告示第1号 福岡県豊前海区漁業調整委員会告示第1号</p> <p>海区漁業調整委員会に対して行うこととされ、又は海区漁業調整委員会が行うこととしている手續等及び規程の規定(条例に基づくものを除く。)に基づいて海区漁業調整委員会に対して行うこととされ、又は海区漁業調整委員会等が行うこととしている申請、通知その他の行為を、<u>電子情報処理組織を使用する方法</u>その他の<u>情報通信の技術</u>を利用する方法により行う場合については、<u>知事等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則</u>(平成16年福岡県規則第25号)の規定の例による。</p>
附 則 この告示は、公布の日から施行する。	附 則 この告示は、公布の日から施行する。